

選挙人名簿を 縦覧できます

6月1日現在で、新たに選挙人名簿に登録した人の名簿を縦覧できます。

なお、この名簿の登録に異議がある人は、縦覧期間内に本庁・選挙管理委員会事務局へ申し出ることができます。

▼対象Ⅱ次のいずれにも該当する人①6月1日現在で満20歳以上の人②3月1日までに本市に住民票が作成された人で、引き続き市内に住所がある人。

▼縦覧期間Ⅱ6月3日①から同7日②まで。

▼縦覧場所Ⅱ本庁・選挙管理委員会事務局。
本庁・選挙管理委員会事務局

下水道事業計画変更協議 図書(案)を縦覧できます

市公共下水道事業計画変更協議申出書(案)を縦覧できます。

なお、この計画に意見がある人は、縦覧期間に本庁・下水道課へ意見を提出すること

ができます。

▼縦覧期間Ⅱ6月3日①から同17日②まで(土・日曜日は除く)の午前8時30分から午後5時15分まで。

▼縦覧場所Ⅱ本庁・下水道課(本渡浄化センター3階)。
本庁・下水道課 ☎3498

久玉町・牛深町内の 登記完了のお知らせ

平成21年度に地籍調査を実施した久玉町・牛深町については登記が完了しましたのでお知らせします。

なお、該当字については次のとおりです。

- 久玉町：字白賀登、諏訪迫、銀杏山、水取、迫殿、出ノ迫、下リ松、寺ノ迫、峠、小石原、吉田、堂面、脇田、村田、吉辺川、馬場、小場、明石、高乙寺、小脇、冬暮、下山、新久玉

- 牛深町：字銀杏山、上穴ヶ迫、穴ヶ迫、測ノ浦、上六田、上深田、上ノ川、伊知保、久保、小築崎、新開、須口、六田、出ノ迫、白浜
- 本牛深支所・総務振興課

ユニバーサルデザインに配慮 した建築物などの整備に補助

市と県では、誰もが利用しやすい施設づくりや環境づくり、いわゆるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進しています。

▼対象物件(改修工事)Ⅱ不特定かつ多数の人が利用する施設で、面積が2,000㎡未満のもの。

▼対象事業Ⅱ対象物件の整備(誰もが利用する店舗や美容院等の多機能トイレや誘導ブロック、スロープ、自動ドアなどの一体的整備)にかかる費用の一部を補助。
▼補助額Ⅱ整備費用の3分の2以内(上限は200万円)。

本庁(別館)・建築課

がけに近接する 住宅の移転に補助

昭和26年以前に建てられ、がけに近接していて危険と思われる住宅に対し、住宅の除却や移転に伴う建て替えにかかる費用の助成を行います。

▼補助対象と限度額Ⅱ①危険住宅の除却費用(撤去費な

民間建築物の 耐震診断を補助

民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

▼対象物件Ⅱ昭和56年5月31日以前に着工した民間建築物。

▼対象内容Ⅱ①戸建木造住宅耐震診断事業(予定戸数3戸(先着順))：市内に所在する在来軸組工法によって建築された戸建て木造住宅(2階建て以下)の耐震診断を行うもので、1戸当たり8万6千円を限度②緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業(予定棟数1棟(先着順))：緊急輸送道路をふさぐ恐れのある建築物の耐震診断を行うもので、1棟当たり60万円を限度。

本庁(別館)・建築課

「自治基本条例(素案)」の説明会とご意見募集

市では、市民、市議会、行政の協働によるまちづくりをさらに進めていくため「自治基本条例」について検討しています。今回、これまで実施した市民アンケートや意見交換会でうかがった市民の皆さんのご意見をもとに同条例の素案を作成しましたので、説明会を開催します。ぜひご来場いただき、ご意見をお寄せください。

◆説明会日程

| 地区 | とき | ところ |
|-----|--------------|--------------------------|
| 本渡 | 6/26① 19:00～ | 天草市民センター大会議室 |
| 牛深 | 6/25② 19:00～ | 牛深総合センター大会議室 |
| 御所浦 | 6/27③ 19:30～ | 御所浦保健福祉センターいさな館(御所浦支所2階) |

※いずれも、時間は2時間程度を予定しています。

自治基本条例とは

市民、市議会、行政の役割と責務、市民参画のルールや行政運営の原則など「まちづくりの基本ルール」について規定する条例です。その自治体の行政運営の指針となるものであることから「自治体の憲法」とも呼ばれます。

本庁・政策企画課

また、この案は本庁・政策企画課または各支所担当課、各コミュニティセンターのほか、市のホームページでも見ることができ、ご意見を提出することができます。

■募集期間＝6月10日①から7月10日②まで。

■提出方法＝ご意見をまとめたもの(様式は自由)に、住所・氏名を記入し、次のいずれかの方法で本庁・政策企画課へ提出してください(持参の場合は土・日曜日を除く)。また、ご意見が案のどの部分に対するものが、を明記してください(電話や口頭によるご意見は受け付けません)。

[郵送・持参]〒861-8631市内東浜町8-1(郵送の場合は住所記載不要)

天草市役所・政策企画課

[FAX] ☎3501

[電子メール]

kikaku@city.amakusa.lg.jp

住宅の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の減額について

平成28年3月31日までに、次の要件に該当する住宅の「省エネ改修工事」または「バリアフリー改修工事」を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。

省エネ改修工事

■対象家屋＝平成20年1月1日以前に建設された住宅(賃貸住宅を除く)。

■工事内容

- 窓の断熱改修工事(二重サッシ化・複層ガラス化など)とあわせて、次の3つの工事のいずれかを行うこと。①床②天井③壁の断熱改修工事(断熱材を入れる工事など)。
- 改修箇所が省エネ基準に適合すること。
- 当該改修工事に要する自己負担額が50万円以上であること。

■減額される範囲と期間＝1戸あたりの居住部分の床面積120㎡を限度とし、当該家屋の翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額。

■申告手続き＝工事完了後3カ月以内に、本庁・課税課または各支所担当課に備え付けの申告書に添付書類を添えて、同課へ提出してください。

本庁・課税課

バリアフリー改修工事

■対象家屋＝平成19年1月1日以前に建設された(賃貸住宅を除く)、次のいずれかの人が居住する住宅。①65歳以上の人②介護保険法の要介護・要支援の認定を受けている人③障がい者の人。

■工事内容

- ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め。
- 当該改修工事に要する自己負担額が50万円以上であること。

■減額される範囲と期間＝1戸あたりの居住部分の床面積100㎡を限度とし、当該家屋の翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額。